静岡市林地開発許可申請書記載要領

制定 平成18年4月1日 一部改正 平成22年4月1日

(趣旨)

第1条 この要領は、森林法施行規則(昭和26年農林省令第54号。以下「省令」という。)第 2条に規定する開発行為に係る森林の位置図及び区域図並びに同条第1号に規定する開発行 為に関する計画書を作成しあるいは記載するにあたり必要な事項を定めるものとする。

(立地調査)

- 第2条 申請者は、あらかじめ関係法令の規制状況を調査し、その結果を勘案した上で計画書 を作成するものとする。
- 2 申請者は、森林法に係る規制状況等の調査に際しては、静岡県知事が別に定める様式による立地調査依頼書を静岡県中部農林事務所長に提出し、確認するのが望ましい。

(位置図)

第3条 位置図は、原則として開発行為に係る森林の位置を明示した縮尺2万5千分の1の地 形図とする。

(区域図)

- 第4条 区域図は、次の各号に掲げる事項を明示した縮尺5千分の1以上の図面とする。
 - (1) 開発行為をしようとする森林の区域及び開発行為に係る森林の土地の区域
 - (2) 前号に規定する区域を明示するのに必要な範囲内の県界、市界及び市の区域内の町又は字の境界
 - (3) 第1号に規定する区域に係る土地の地番及び形状
- 2 前項に規定する区域図は、別表に規定する森林計画図、公図の写し及び森林現況取りまと め図をもってこれに代えることができる。

(計画書)

- 第5条 計画書<u>に</u>は、次の各号に掲げる事項について記載し又は資料を添付することにより、 当該開発行為の内容を説明するものとする。
 - (1) 関係機関との協議結果又は静岡市土地利用事業の適正化に関する指導要綱等の承認書の写し
 - (2) 記載様式第1号による森林現況とりまとめ表及び附表
 - (3) 記載様式第2号による開発区域内の土地の明細表

- (4) 森林計画図の写し
- (5) 関係法令の規制状況及び該当事項に対する対応
- (6) 事業計画書
- ア 事業の概要

事業の目的、事業の内容、施設計画と将来計画、土地の選定の理由等を記載する。

イ 計画地の現況

土地利用状況、標高、傾斜、地質・土壌、貴重な動植物の有無等を記載する。

ウ 計画地の水に関する影響

開発行為に係る森林に水源として依存している水利用の実態の有無及び対応等を記載する。

工 土地利用規制現況等

開発区域における法令の規制状況等を記載する。

才 土地利用計画

施設利用計画、排水施設・防災施設・仮設防災施設等の防災計画、道路計画、水の 確保に対する計画、緑化計画等を記載する。

力 資金計画

事業費、資金計画等を記載する。

キ 土工計画

切土・盛土の土量及び形状、残土・不足土の処理方法等を記載する。

ク 施設完成後の運営利用計画

収容人員、利用見込み、従業員の雇用計画等を記載する。

ケ 防災施設及び残置森林等の管理計画

調整池・水路等の防災施設、道路、残置森林・造成森林・緑地などの管理体制等を 記載する。

- コ その他参考となる事項
- (7) 工程表
- (8) 記載様式第3号による緑化計画書
- (9) 残置又は造成する森林等の場所、面積、植栽樹種、植栽本数及び維持管理方法等 次に掲げる書類のいずれかを添付する。
- ア 記載様式第4号による残置する森林等の管理に関する誓約書

開発行為の目的が「土石の採掘、建設発生土処分場、廃棄物最終処分場」以外の場

合に適用する。

- イ 記載様式第5号による残置する森林及び林地開発行為の跡地の管理に関する誓約書 開発行為の目的が土石の採掘、建設発生土処分場又は廃棄物最終処分場の場合に適 用する。
- ウ 記載様式第6号又は任意の様式による開発に関する協定書
- (10) 排水計画書

流下能力等調査結果、排水計画の考え方、流域の概況、下流河川の断面及び流下能力、流下能力に対応する降雨強度、調整池容量計算等を記載する。

(11) 排水施設計算書

区域内排水処理計画等を記載する。

- (12) 記載様式第7号又は任意の様式による水利権者との協定書又は同意書
- (13) 擁壁及び切土、盛土等安定計算書
- (14) 土工計算書
- (15)申請者が法人の場合は法人の登記簿謄本及び定款、法人でない場合は代表者の氏名並び に規約その他組織及び運営に関する定めを記載した書類
- (16) 営業報告書及び決算報告書(最新のもの)
- (17) 資金を証明する書面 (残高証明、融資証明等で申請前 1ヶ月以内のもの)
- (18) 土地の権利者の同意書又は契約書
- (19) 区域外に利害関係者がある場合においては当該利害関係者の同意書
- (20) 開発しようとする土地の登記簿謄本
- 2 前項で規定した資料のうち登記簿謄本については、細則第2条に規定する林地開発許可申 請書及び細則第6条第2項に規定する林地開発変更許可申請書の正本に正本を添付するもの とする。ただし、市土地利用事業に該当する事業については、申請書の正本にそれぞれの写 しを添付することとしてよい。
- 3 次の各号に掲げる事項については、必要に応じ資料を添付するものとする。
- (1) 他法令の許認可又は申請書の写し
- (2) 区域外に利害関係者がある場合においては当該利害関係者の同意書
- (3) 記載様式第8号による林地開発に伴う森林資源利用計画書
- (4) その他市長が必要と認めた書類

附 則

- 1 この要領は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この要領の施行の際、法、政令及び省令の規定に基づき提出されている申請書に添付され た開発行為に係る森林の位置図及び区域図並びに開発行為に関する計画書等は、この要領の 相当する規定及び様式により作成されたものとみなす。

附則

1 この要領は、平成20年4月1日より施行する。

(別表) 添付図面

(万川	表)添付図面			
No.	図面の種類	主な明示すべき事項	標準縮尺	作成要領等
1	位置図 (省令第2条関 係)	①開発行為にかかる森林の位置	1/25, 000	図面は国土地理院の地形図を 使用し、区域は赤線で囲む。
2	区域図 (省令第2条関 係)	①開発区域 ②森林の土地の区域 ③県界、市界及び町又は字の境界 ④開発区域に係る土地の地番及び形状	1/5,000 以上	本表に規定する森林計画図、 公図写及び森林現況取りまと め図をもって区域図に代える ことができる。
3	森林現況取 りまとめ図	①開発区域②開発行為に係る森林の区域③残置する森林の区域④その他の区域	1/5, 000 ~1/500	②の森林区域は地域森林計画図による。
4	森林計画図	①開発区域② 5 条森林区域③その他の区域	1/5,000	開発区域を赤線で囲む。 5条森林区域は緑色で、それ 以外は黄色で着色する。
5	公図写	①開発区域② 5 条森林の区域③残置する森林の区域		①は赤線、②は緑線で囲む。
6	土地利用計画平面図	①地形、地物、標高 ②開発区域 ③施設又は工作物等の位置及び内容 ④行政界 ⑤切土・盛土の勾配	1/2, 500 ~1/500	捨土の処理箇所についても明 示する。
7	造成計画平 面図	①開発区域 ②切土・盛土区分 ③がけ、法面、擁壁等の位置 ④縦横断面の位置	1/2, 500 ~1/500	切土部分は黄色、盛土は赤色 で着色する。
8	縦横断面図	①測点 ②現況地盤線、計画地盤線及び勾配 ③切土又は盛土高 ④擁壁及び法面保護工等の施設 ⑤森林区域	任意	切土部分は黄色、盛土は赤色 で着色する。
9	流域系統図	①河川の位置 ②流過能力検討断面の位置 ③集水区域	任意	②の写真を添付する。
10	排水系統図	①集水区域 ②直接放流区域 ③排水施設の位置、構造 ④吐出口位置、放流河川、水路名 ⑤防災施設の位置	1/2, 500 ~1/500	
11	緑化計画平 面図	①残置森林・造成森林等の位置 ②植栽定規図	$1/2,500$ $\sim 1/500$	②は任意の縮尺とする。
12	防災施設構造図	①正面図、平面図、側面図、断面図、配筋図 ②構造各部の仕上り寸法 ③材料の種類及び寸法 ④基礎工の材料及び寸法 ⑤調整池の水位及び容量	1/50 ~1/500	調整池、沈砂池、砂防施設、 擁壁及び仮設防災施設につい て作成する。
13	道路計画図	①縦断面図 ②標準横断面図	$1/50$ $\sim 1/500$	
14	その他の図 面	必要に応じて次の図面を添付する。 ①跡地利用計画図 ②現存植生図 針葉樹、広葉樹、草木、農地、その他に区分し樹木については樹種毎に区分する。 ③求積図 ④捨土計画に関する図面 計画平面図、縦横断面図、防災施設構造図	1/2, 500 ~1/500	①は土石の採掘、廃棄物の最終処分場等の場合に添付する。 なお、緑化計画平面図とまとめて1枚としてもよい。 ③は開発区域、開発行為に係る森林の区域及び残置する森林の区域について作成する。
15	現況写真	①区域の全景(空中写真が望ましい。) ②主な構造物の設置箇所		①事業区域を線で囲む。

森林現況取りまとめ表

	区分		現	況	F	のうも	ち形質	変更予定面積	備考	
		面	積 (A)	比率	面	積	(B)	B/A	7/用	与
5	人工林		ha	%			ha	%		
条森林	天然林									
	その他	注2								
注1	計	注3	(C)		注4					
5条	条森林以外	注5								
合	計									
森	林 率	注6	美置森林面積	1+造成森林面和	責 = =		ha	n+ ha ×	100 =	%
			5条森林面				ha		, -	

- 1 注1欄は、(以下「5条森林」という。)の面積を記入する。
- 2 注2欄は、原野、竹林、土石採取跡地(経過残壁を含む)等を記入する。
- 3 注3欄は、事業区域内の5条森林の面積とする。
- 4 注4欄は、申請書の「開発行為に係る森林の土地の面積」と一致する。
- 5 注 5 欄は、5 条森林以外(田、畑、宅地、道路、河川敷等)及び保安林の面積を記入する。 なお、保安林は地域森林計画対象民有林であるが、本様式ではこの欄に記入する。
- 6 注 6 欄の有効残置森林面積とは、残置森林のうち15年生以下の森林、無立木地、崩壊地、伐採 跡地等を除いた面積をいう。
- 7 備考欄には、樹種、林齢又は土地利用現況(原野、田、畑等)を記入する。
- 8 工区を設定する場合は、工区ごとの森林現況取りまとめ表も作成する。
- 9 残置する森林に15年生以下の森林、無立木地、崩壊地、伐採跡地等が含まれる場合は、別紙若齢林等調査表を添付する。

若齢林等調査表

		面積	(m²)					残置≉	森林の内	訳			
						有効残置森林		若 齢	林等の内	訳			
森林の所在地	地目	台 帳	実 測 (見込み)	開発面積	残置森林	立 木 地 15年生超	立 木 地 15年生以下 ①	無立木地②	伐採跡地 ③	岩石地	その他 ⑤	若齢林等 ①~⑤計	備考

⁽注) 残置する森林に15年生以下の森林、無立木地、崩壊地、伐採跡地等が含まれる場合において、開発行為をしようとする区域全体の森林について調査 し、本表に取りまとめる。

開発区域内の土地の明細表

所 在 場 所	登記簿	森林の	面		- 土地所有者の住所氏名	同意等		の他の権利者	同意等	備考
771 11 11/11	地目	区分	登記簿	実測又は見込	工地//1日中	の有無	種 類	住所氏名	の有無	Um ~J
			ha	ha						
合 計										

- 1 所在場所の配列は、原則として地番順とすること。
- 2 森林の区分欄には、地域森林計画対象民有林を一部でも含む場合は○印を記入し、そのうち形質変更するものは◎とする。
- 3 1筆の一部を事業区域とする場合は、1筆の全体面積を上段に()書とし、下段に事業区域面積を記載すること。
- 4 1筆毎に実測していない場合の実測面積は、合計欄のみの記載とすることができる。

緑化計画書

1 概要

(自然環境保全に対する基本的な考え方及び緑化計画の要点を簡潔に記入する。)

2 表土の利用

表土量	客土等緑化工 への利用数量	残	量	備考
٩	٩		٥	残量の処分方法などを記入する。

3 残置森林及び造成森林等の管理方法

(1) 管理体制

(管理責任者名等を記入する。)

(2) 管理方法

(直営、委託、請負の別及び下刈、間伐、病害虫防除、樹木の手入れ、芝刈等の保育の内容を具体的に記す。)

4 緑化場所別一覧表

緑化場所については、建物周辺、幹線道路の緑地帯、法面及び駐車場等具体的に記入し、緑化計画図の番号と一致させる。

(1) 3	残置森林緑化場所									<u> </u>
	百	ā 積		m²		m²		m²		m²	m²
		区分	本数	樹種	本数	樹種	本数	樹種	本数	樹種	
		植栽時の樹高 3.0m以上									
	高	植栽時の樹高 1.5m~3.0m									
補植	木	植栽時の樹高 0.5m~1.5m									
内容		植栽時の樹高 0.5m未満									
П	低	植栽時の樹高 0.5m以上									
	木	植栽時の樹高 0.5m未満									
		合 計		本		本		本		本	本
	備	着 考									

- 1 高木とは、成木に達したときの樹高が4m以上の樹木をいう。
- 2 補植しない場合、補植内容欄の記入は必要ない。
- 3 15年生以下の森林は、造成森林として扱う。
- 4 残置森林内の無立木地、崩壊地、伐採跡地等は、造成森林に含めない。
- 5 森林率にカウントしない残置森林は、備考欄に「森林率に計上しない」旨を記入する。

(2) 造成森林

·											計
	面			m²		m²		m²		m²	m ²
		区 分	本数	樹種	本数	樹種	本数	樹種	本数	樹種	/
		植栽時の樹高 3.0m以上 植栽時の樹高 1.5m~3.0m									
	高木	植栽時の樹高 0.5m~1.5m 植栽時の樹高									
植	'	0.5m未満									
栽		計		本		本		本		本	本
内		密度		/100 m²		/100m²		/100 m²		/100m²	
容		植栽時の樹高 0.5m以上									
	低木	植栽時の樹高 0.5m未満									
		計		本		本		本		本	本
	張芝、種子吹付等			m²		m²		m²		m²	m²
	備	考									

注) 土石の採掘の場合の緑化場所は、平場、小段及び境界から30mの区域に分けて記入する。

(3) 造成緑地

	緑	化 場	,所									計
	面積			m²		m²		m²		m²	m²	
		区	分	本数	樹種	本数	樹種	本数	樹種	本数	樹種	
植栽内	低木	0.5m	寺の樹高									
容		合	計		本		本		本		本	本
	張	芝、種	子吹付等		m²		m²		m²		m²	m²
	備	Î	考									

残置する森林等の管理に関する誓約書

年 月 日

(あて先) 静岡市長

住所 (法人にあっては、その主たる事務所の所在地)申請者 氏名 (法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)

次の残置する森林等について、下記のとおり維持管理することを誓約します。

なお、開発完了後に静岡市残置森林等の維持管理協定に関する実施要領に基づき協定を締結します。また、協定締結後は協定内容に従うこととします。

残置する森林等の区域及び面積

林地開発許可申請書に添付した緑化計画書及び緑化計画平面図のとおり

記

(残置する森林等の保存)

- 1 残置する森林等は、開発行為が完了した後においても他の目的には転用しません。 (地域森林計画の遵守)
- 2 残置する森林等が森林法第5条の規定による地域森林計画の対象となる場合は、その計画 に即した施業を行います。

(補植等の実施)

3 残置する森林等のうち、補植又は改植を必要とする箇所には、現地に適合した樹種を適期に植裁します。

(保育管理の実施)

4 残置する森林等のうち、下刈、つる切り、除伐、間伐、施肥及び病害虫防除等を必要とす る箇所及び造成緑地については、適切な保育管理を行います。

(立木の伐採)

5 残置する森林等が地域森林計画の対象であり、当該森林等の立木を伐採する場合は、森林

法第10条の8の規定により伐採届を提出します。

(誓約事項の承継)

6 残置する森林等の所有権その他森林等を利用する権利を他に譲渡したときは、この誓約 事項を当該権利者に承継します。

- 1 この様式は、開発行為の目的が「土石の採掘、建設発生土処分場、廃棄物最終処分場」以外の場合に使用する。
- 2 土地の所有権が申請者以外の者にある場合は、原則として土地所有者との連名の誓約書とする。

記載様式第5号

残置する森林及び林地開発行為の跡地の管理に関する誓約書

年 月 日

(あて先)静岡市長

住所 (法人にあっては、その 主たる事務所の所在地) 申請者 氏名 (法人にあっては、その 名称及び代表者の氏名)

林地開発行為(土石の採掘・建設発生土処分場・廃棄物最終処分場)の跡地について、下記のとおり利用、保育管理することを誓約します。

なお、開発完了後に静岡市残置森林等の維持管理協定に関する実施要領に基づき協定を締結 します。また、協定締結後は協定内容に従うこととします。

残置する森林等の区域及び面積

林地開発許可申請書に添付した緑化計画書及び緑化計画平面図のとおり

記

(開発跡地の利用)

- 1 例 開発跡地については、土壌の埋め戻しを十分行なうと共に、ヘクタール当り約3,000 本の密度でスギ、ヒノキ等の苗木を植栽し、森林に復元します。
 - 例 開発跡地については、原則としで、森林に復元します。ただし、平場の一部については、開発前から地目が農地であるため、農地として利用します。 (内容は林地開発許可申請書に添付した跡地利用計画図のとおり)

(調整池の維持管理)

2 調整池の定期的な巡視を行い、異常が認められたときは、速やかに所要の処置を行います。 また、堤体、貯水池周りの草刈は毎年行います。

(法面の保護)

3 法面からの土砂流出、崩壊を防止するための維持管理を行います。

法面の植生が活着しないときは、種子吹付等を繰返し、植生の活着を図ります。法面の浸 食が認められるときは、法枠工等を行い浸食の防止を図ります。

(地域森林計画の遵守)

4 残置又は造成する森林等は、開発行為が完了した後においても他の目的には転用しません。 また、森林法第5条の規定による地域森林計画の対象となる場合は、その計画に即した施業 を行います。

(補植等の実施)

5 残置または造成する森林等のうち、補植又は改植を必要とする箇所には、現地に適合した 樹種を適期に植裁します。

(保育管理の実施)

6 残置する森林等のうち、下刈、つる切り、除伐、間伐、施肥及び病害虫防除等を必要とす る箇所については、適切な保育管理を行います。

(管理者)

7 開発行為完了後5年間は、申請者が維持管理を行います。その後、土地所有者が法面等を 含む開発跡地の森林の維持管理を行います。

(誓約事項の承継)

8 残置する森林等の所有権その他森林等を利用する権利を他に譲渡したときは、この誓約事項を当該権利者に承継します。

- 1 この様式は、開発行為の目的が土石の採掘、建設発生土処分場又は廃棄物最終処分場の 場合に使用する。
- 2 様式中、(土石の採掘・建設発生土処分場・廃棄物最終処分場)は、該当する字句のみ記載する。
- 3 土地の所有権が申請者以外の者にある場合は、原則として土地所有者との連名の誓約書とする。

開発に関する協定書

森林法に基づく開発行為の施行地並びにその周辺区域の環境を保全するための措置について、次のとおり協定する。

年 月 日

住所

(甲) 申請者

氏名 (法人にあっては、その) 名称及び代表者の氏名

(乙) 静岡市長 氏 名 回

開発	区域の	所在:	場所						
開発	行為の	目的・	名称						
協	定	事	項	協	定	の	内	容	

(注)

開発行為が地域住民の福祉や生活環境の保全に支障をきたさないよう、開発行為の施行中及 び完了後における開発区域内外の環境の整備、保全管理について必要な次の事項を協定する。

- 1 地域住民の安全確保を図るための必要な事項
- 2 災害発生時における対応措置についての必要な事項
- 3 用水の確保、排水施設の整備及び管理についての必要な事項
- 4 廃棄物の処理についての必要な事項
- 5 消防設備の確保についての必要な事項
- 6 公益施設の保全管理についての必要な事項
- 7 残置森林、造成森林及び造成緑地の保全と維持管理についての必要な事項
- 8 環境保全管理の責任体制の確立についての必要な事項
- 9 当該協定の期間、更新及び変更に関する事項
- 10 その他、市長が必要と認める事項

水利権者との協定書・同意書

開発行為の内容

事業者の	住 月	
住所、氏名	氏 名	
開発行為の含まれる土地		
開発行為	の目的	

森林法第10条の2第1項に係る林地開発許可申請に当たり、雨水等の表流水を、貴水利組合 (貴改良区)管轄の既設水路に放流することについて、御同意をお願いします。

上記事項について、同意します。

年 月 日

水利組合 住 所

(改良区)

組合長

記載様式第8号

林地開発に伴う森林資源利用計画書(実績報告書)

1 森林資源の概要(森林法第5条第2項で指定する森林区域)

伐採面積(土地形質変更面積)		ha					
	樹種	樹歯	户	面	積	単位材積 m3/ha	材積 m3
	スギ		年		ha		
	ヒノキ		年		ha		
伐採樹種、樹齢、面積、材積	マツ		年		ha		
	クヌギ		年		ha		
	広葉樹		年		ha		
		計	•		ha		

※面積は少数第4桁表示、材積は整数止め(どちらも表示桁以下四捨五入)

2 森林資源利用計画

(森林・林業基本法第11条第2項に基づく森林・林業基本計画に定める森林及び林業に関する施策についての基本方針(5))

①用材・パルプ材利用(有価物処分)						
	該当項目	利用樹種・ 部位	材積(m3)又 は重量(t)	搬出先企業名等	所在地	登録番号等(廃 掃法認可)
	木材市場〜搬出(建築用材・工芸材)					\setminus
	森林組合へ引渡し(建築用材・杭丸太等)					
	材木業へ直接引渡し(建築用材、工芸材)					
	木工業へ直接引渡し(工芸材)					
	きのこ原木として搬出					
	パルプ用チップとして搬出					
	木質ボード材原料として搬出					
	スモーク用チップとして搬出					
	木質舗装材の原料として搬出					
	法面緑化基盤材料の原料として搬出					
	堆肥又は肥料の原材料として搬出					
	木質バイオマスエネルギー原料として搬出					
	炭化原料として搬出					
	その他()					
	計					,

②現	場利用計画					
	該当項目	利用樹種· 部位	材積(m3)又 は重量(t)	搬出先企 業名等	所在地	登録番号等(廃 掃法認可)
	土壤改良材(発酵、堆肥化)					
	マルチング資材(チップ化)					
	編柵工(しがら工)・木柵として使用					
	粗朶暗渠として利用					
	粗朶伏工として利用					
	公園施設(ベンチ等)として利用					
	チップ舗装として利用					
	その他()					
	計					

③産業廃棄物として処分しリサイクル						
	該当項目		材積(m3)又 は重量(t)	搬出先企 業名等	所在地	登録番号等(廃 掃法認可)
	木質舗装材の原料としてマテリアルリサイクル					
	法面緑化基盤材料の原料としてマテリアルリサイクル					
	堆肥又は肥料の原材料としてマテリアルリサイクル					
	マルチング資材としてマテリアルリサイクル					
	木質バイオマスエネルギー原料としてサーマルリサイクル					
	その他()					
	計					

備考:事業完了時には実績報告書を作成し、林地開発行為完了届に添付すること。